

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土壤汚染対策法第4条第2項	土壤汚染のおそれがある土地の形質変更が行われる場合の土壤汚染状況調査結果の報告命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第4条第1項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして次の基準（土壤汚染対策法施行規則第26条）のいずれかに該当すると認めるとき。

- (1) 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- (4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- (5) (2)から(4)に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。